

住民税非課税世帯などの皆さんへ

「臨時特別給付金」を給付します

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計に急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯当たり10万円



●対象となる世帯と申請方法

①と②のいずれかにあてはまる世帯が支給対象となります。

①世帯全員が「令和3年度住民税均等割が非課税」の世帯

令和3年12月10日時点で住民登録があり、住民税均等割が非課税の世帯に対して、2月下旬以降に「確認書」を郵送します。内容を確認の上、返送してください。

※世帯の中に令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合、給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、添付書類（本人確認書類、振込先の通帳やキャッシュカード、令和3年度住民税非課税証明書）と一緒に提出してください。

②令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

給付金を受け取るには、申請が必要です。本人確認書類、振込先の通帳やキャッシュカード、源泉徴収票や給与明細などをご準備のうえ、役場福祉課にお問い合わせください。

▶申請期間／2月21日(月)～令和4年9月30日(金)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。詳しくはお問い合わせください。

（例）住民税非課税となる年間給与収入の目安／単身の場合：93万円以下、本人と子（1人）の場合138万円以下

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場や警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



問い合わせ先／役場福祉課地域福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1（課直通）

神秘の湖「摩周湖」を守り、水質調査を続けたい！ クラウドファンディング3月2日(水)まで実施中！

摩周湖は世界有数の透明度を誇り、毎年多くの観光客が訪れる、美しい湖です。そんな摩周湖ですが、毎年研究機関による水質調査が行われていたことを知っていますか？研究機関による調査が平成30年に終了してから、現在は、摩周湖環境保全連絡協議会（清里町、別海町、中標津町、標茶町、弟子屈町、ほか関係機関）がその調査を引き継いでいますが、資金を確保するため、クラウドファンディングを実施しています。

【目標金額：270万円】



町民の皆さんには非常に身近な存在である摩周湖ですが、この調査を断念してしまうと、美しい「摩周ブルー」が失われてしまう可能性があります。

摩周湖は日本で唯一の国際的な水質観測地点として、地球環境を監視している湖でもあります。皆さんからのご支援をお待ちしています！

詳しくは、各ホームページをチェックしてください！

★北海道東部にたたく「神秘の湖 摩周湖」で、水質調査を続けるプロジェクト！（クラウドファンディングページ）

<https://camp-fire.jp/projects/view/351771>

★摩周湖環境保全連絡協議会について（弟子屈町公式ホームページ）

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankyoseikatsuka/1/2/2665.html>

★摩周湖や、摩周湖上での調査の様子を動画にしました！（YouTubeページ）

<https://youtu.be/-HebdcIT39o>



クラウドファンディング
サイトQRコード

問い合わせ先／摩周湖環境保全連絡協議会（事務局：役場環境生活課環境係） ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4（課直通）

犬や猫の飼い方についてのお願い

近年、飼い犬・飼い猫の放し飼いや、フンの放置による苦情が増えています。飼い主としてのマナーを守り、正しく飼育しましょう。

●犬を飼っている方

- ・飼い犬には生涯一度の登録と毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。動物病院などで予防接種をした場合は、必ず役場環境生活課まで届け出てください。
- ・犬を登録した際に交付される鑑札を首輪につけましょう。
- ・散歩に連れていくときは必ずリードを付け、フンは放置せずに必ず持ち帰りましょう。
- ・飼い犬が亡くなった時は役場環境生活課までご連絡ください。引っ越しをした時は転出先の役場まで届け出てください。

●猫を飼っている方

- ・猫を放し飼いにするると近所トラブルにつながる可能性がありますので、室内で飼育しましょう。
- ・猫には名札付きの首輪などを付けて世話をしていることを明らかにしましょう。

●野良猫との接し方について

野良猫に餌付けをしないでください。野良猫に餌を与えている人は飼い主とみなされ、責任を問われる場合があります。

「かわいそうだから」と餌付けを続けると、結果として不幸な猫を増やすことになります。飼い主としての責任が持てないのであれば、無責任な餌付けは行わないでください。



問い合わせ先／役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4（課直通）